

関西国際大学人間科学部学部規則

(趣旨)

第1条 この規則は関西国際大学学則第1条の2の規定に基づき、関西国際大学人間科学部（以下「本学部」という。）における教育研究上の目的その他必要な事項について定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、人間の心理や行動ならびに社会生活を多視点から理解するための専門的学芸を教授するとともに、人間や社会について科学的に理解し問題解決を図る能力を持つ人間を育成し輩出することを目的とする。

(学部の構成及び人材養成の目的等)

第3条 本学部は、学則第3条に定める学科で構成する。各学科の人材養成上の目的及び教育目標は次のとおりとする。

(1) 人間心理学科

人間の心理や行動のもつ特性を、心理学を中心とした科学的視点と方法論により理解する人間を養成することを目的とする。

(2) ビジネス行動学科

ビジネスやスポーツに関する幅広いマネジメントの世界を、経営学や心理学の視点から考え理解する人間を養成することを目的とする。

(学科会議)

第4条 本学部の各学科に学科会議を置く。

- 2 学科会議は、所属する専任教育職員で組織する。
- 3 学科長は、学科会議を招集し、その議長となる。
- 4 学科会議は、原則として毎月2回開催する。

(学科会議の審議事項)

第5条 学科会議は、学科の教育に関する次の事項を審議する。

- (1) 授業科目及び単位に関する事項
- (2) 履修方法及び履修指導に関する事項
- (3) 学生の指導に関する事項
- (4) その他学科運営に関すること

(アドバイザー)

第6条 本学部各学科にアドバイザーを置く。アドバイザーは当該学科の専任教育職員をもってあてる。

- 2 アドバイザーは、学科の教育方針に沿って、学生の教育指導及び学生生活指導、キャリア教育その他学生からの相談を担当する。
- 3 アドバイザーは、担当学生について必要に応じ学科会議に報告し指導方法等について

協議しなければならない。

- 4 アドバイザーは、学習支援センター、学生委員会等と連携し学生の指導にあたるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日以前の学科に所属する学生が在籍する間のそれぞれの学科に関する審議事項は、当該審議事項に係る学科会議がこれを審議する。